

山田俊男君

この夏、当選してまいりました山田俊男であります。ともかく、全国の農業者の危機感、これを一杯背に受けて当選させていただいたわけでありまして、今回、国会におきまして初めての機会をいただくわけでありまして、率直に議論をさせていただきたいと思っております。

また、今回民主党から提案されましたこの法案のマニフェストとの、民主党の、その争点については野村委員の方からやっていただいたわけでありまして、私の方はこの民主党法案の内容について御質問をし、議論をしたいというふうに思っております。

いずれにしろ、現下の農業を取り巻きます環境、さらには国際的な状況の中で、我が国の農業者それから地域が大変な困難、危機感を感じているところでありまして、何とかここを克服したいという思いについては、発議者であります平野委員、高橋委員、それから舟山委員、私も気持ちは同じでありますから、そういう立場で率直な議論をさせていただければ大変有り難い、こんなふうに思っております。

まず、経済社会全体の国際化がこうして進んでいるわけでありまして、その中で、先ほど来、野村委員の方からもありましたけれども、民主党に、民主党はこの法案の前提としてまさか農産物の自由化を考えているのではないんでしょうねということをお願いいたします。どうぞ平野さん、お願いします。

平野達男君

お答えに入ります前に、山田委員とは全国中央農協会の専務時代にもいろいろお世話になりました。今日こういう形で議論させていただくことを本当に有り難いと思っております。ただ、今回の参議院選挙で自民党から出られたのだけはちょっと残念だなというふうに思っております。

それで、御質問の件でございますけれども、農産物の自由化を前提にということについては、先ほど野村委員ともいろいろやり取りさせていただきましたけれども、その前提には立っていないということでありまして。これは、もうこの法律の今までの説明のときも何回も申し上げましたけれども、法律全体の枠組みは、WTO、F T Aの交渉、特にWTOの交渉の関係でいえば、今のガット・ウルグアイ・ラウンドの枠組みを前提にしているということでございます。

山田俊男君

今国会の代表質問におきまして、輿石・民主党の参議院議員会長は、日本は世界で自由貿易の恩恵を最も受けている国の一つである、農産物だけ例外というわけにはいきませんと、こう申されておられます。

民主党の戸別所得補償制度は、自由貿易により市場価格が国内生産費を下がった場合に支払うという制度と、そういう内容のものじゃないんでしょうか。この点、御見解をお聞きしたいと思います。

平野達男君

先ほど申し上げましたように、我が党は、日本の農業は自給率 40%を割って 39%の状況になっている、今農村は景気のいろんなマイナスの影響も受けて大変な状況になっているということでもあります。

そして、今自由化というお話がございましたけれども、先ほど来、野村議員との議論の中でも申し上げましたけれども、我が党は、WTO、FTA は日本としては積極的に推進すべきだということがまず大前提であります。その上で、じゃ農産物を全部犠牲にしていいかと、あるいは関税を全部下げていいかということには立っていないということでもあります。

それは何を言いたいかといいますと、先ほども言ったとおりですが、交渉事というのは、かつての自民党も米は一粒たりとも入れないと言って国会決議までしたときがありました。しかし、結果、ミニマムアクセスというものを受け入れざるを得なく、現に今米は 77 万トン入ってきている。交渉の中で、WTO、FTA というのを、WTO などを進める中で、守るべきもの、取るべきもの、そういうものの交渉の中でいろんな物事が決まってくるんだというふうに思っています。

そして、私どもは更に言えば、農業を守るのは必ずしも関税だけではない。関税だけで、関税でということとは一種の間接的な私は価格支持政策とも取れます。価格支持政策というのは、農産物の国内の価格を上げておいて、それを消費者に転嫁して、それで再生産を確保するということでもあります。一方、直接支払は、それだけでは再生産ができないから、税金を使って、先ほどの価格支持政策というのは消費者の、農産物を買うときにそれでお金を支払います。直接支払は税金という形で支払います。見方を変えれば、マクロ的に見れば、出どころは国民ということになるわけです。

何を言いたいかといいますと、何もかにも関税だけで守るということではない。場合によっては直接支払ということもあるじゃないかという考え方を持っています。しかし、要は、直接支払だけでは守れない、どうしても関税でなければならないというものもあるかもしれません。こういったものはやっぱり関税の支出に、支出すべきだということだと思えますし、今日の、先ほどの議論でも申し上げましたけれども、要は守るべきものは守る。そして、ましてや、繰り返しになりますけれども、39%まで自給率が落ちている、先進国にはない、こういう状況であります。こういう状況の中で、これ以上自給率を落とさない、むしろ自給率を上げるということで、そういう方向で動かなくちゃならないということで、私たちは今回の法案を出したということでもあります。

山田俊男君

平野委員にもう一度お聞きします。

今回の法案は自由化を前提にしたものでは決してないんだという。そして、輿石会長さんは、先ほども申し上げましたが、日本は世界で自由貿易の恩恵を最も受けている国の一つであり、農産物だけ例外とするわけにはいきませんということをお国会の代表質問で行ってお

られるんですよ。

ですから、これは、党首や輿石会長とは発議者始めとする皆さんは見解が違うんだということに理解していいんですね。

平野達男君

まず、見解は私は一致しておるということをはっきり申し上げておきたいと思います。

いずれ、先ほど言いましたように、WTO、FTA をやるときに、農産物は絶対譲りませんという姿勢で、じゃ本当に今の政府は臨めるんですかと。逆に言ったら、私は、済みません、山田委員にお尋ねしたいんですけども、今の政府は WTO、FTA をやる時に関税を 1% も動かしませんというふうに宣言ができますかという話と同じことだと思うんです。

私どもは、先ほど言ったように、時によってはやり取りの中でいろんなものがやるだろうと。だけど、守るものは守りますと。それは、時に関税だけで守れるものは関税で守ったらいい。しかし、下げて、向こうからいろんな譲歩をもらって、そして直接支払で農業を守れるならば、そのアプローチもあるじゃないかということをやっているということでありまして、冒頭の、完全自由化を前提にして仕組んでおりますかということについては、明確に申し上げていますが、そういうことは考えておらないということでもあります。

山田俊男君

この点はまだまだ議論のあるところでありますけれども、私も次の機会で徹底してそこはやらせてもらいたいというふうに思います。

それから、提案の法第 4 条におきまして、主要な農産物に対して生産費と販売価格の差を基本とした補てんを行うとされています。米についてはどういう考え方の補てんになるのか、また麦や大豆についてはどういう考え方の補てんになるのか、お聞きしたいと思います。

平野達男君

まず、この法案でございますけれども、今委員御指摘のように、標準的な生産費と標準的な販売価格を基本としてと、基本としてその需要及び供給の動向を考慮して定めると規定してございます。

そこで、まず、標準的な生産費と標準的な販売価格ということでございますけれども、まず米については、御承知のように、生産費調査というのがございます。18 年産米はたしか 16,900 円ぐらいだったでしょうか、全算入経費でございますね。それをまず前提にするかどうかという議論がございますが、まずそれだというふうに想定して、それじゃ販売価格は幾らか。これは農家の庭先販売価格になります。ところが、庭先販売価格というのが、なかなかこれ分からない。農家に聞いてもなかなか分からないんですね。コメ価格センターの、これはもう山田委員に釈迦に説法になりますけれども、多分今日皆さん聞いておられますから若干触れさせていただきますけれども、コメ価格センターで形成される価格は指標でありまして、

それから卸の価格で決められるわけでありましてけれども、農家の手取りが何かというのはなかなか分からない。これはきちり把握する必要があります。

その上で、じゃ次の問題として、生産費、全算入経費の生産費と農家の手取り、多分私は、今の農家の手取りは18年産米だったら11,000円ぐらいではないかと思いますが、16,800円と11,000円だと大体5,000円ぐらいの差が出てまいります。それをそのまま補てんすべきかどうか、これは大変難しい判断だと思います。その一つは、今のこの米価の状況の中でも過剰が発生しているということがあります。それから、その一方で物財費すら割っているような農家もあって、いわゆる年金、お金を出しながら米を作っている農家もあります。特に、中山間地域の高齢化の農家、農家世帯というのはそういう状況です。

そういう状況を踏まえながら、どれぐらいの価格を補てんしていくのがベストかということについては、やっぱりいろんな実情を踏まえながら、かつまたいろんな専門家の意見も聴きながらやる必要があるのではないかと現時点では考えております。

ただ、これでは、党内では今まだこの問題については議論を進めておりまして、やはりこれは政治的な判断、政治というか、議員で判断してもいいんじゃないかという議論がございまして、今その点も含めて、そういう観点からの議論もやっているところであります。

麦、大豆については、やはり基本的には今のような状況でございますが、麦、大豆については逆に生産を振興するという観点でございますから、そういう観点で、生産費と市場価格の差以外に場合によったらプラスアルファといったような考え方もあり得るかなというふうに考えております。

山田俊男君

今の御答弁によりますと、過剰な米については需給の動向を踏まえて補てんの水準を下げると、こういうふうにおっしゃっていると受け止めていいですか。

平野達男君

今のお話の中で、補てんの水準を下げるという意味がちょっとよく分かりませんが、そういう観点で補てんの額を決めるということです。下げるということは、多分、標準的な生産費と価格ということが、それがもう大前提というふうに委員は考えておられると思いますが、この法案の趣旨は、それは基本として需給の動向を決めて定めるということではございますから、下げるとか上げるとか、そういうことではないというふうに御理解いただきたいと思っております。

山田俊男君

法案の中で、生産費と販売価格の差を基本とした補てんを行うと、こういう考えでいるわけですね。ところが、その後の文言の中で、需給並びに需要と供給の動向を考慮するということがあるわけですね。そうすると、米については需要と供給の動向を考慮して単価は下が

るんだと。だって、それ以外に言いようがないと思うんですが、この点、果たして、果たしてですよ、この法案を皆さん御説明になるときにきちっと説明になっているのかどうか。その点は極めて誤解を生んでいる。生産費と販売価格の差額を、ああ補てんしてもらえるんだな、それで一兆円だということになっているじゃないですか。その点、再度しっかり考えを聞きたいと思います。

平野達男君

その点に関しましては、少なくとも今まで各党に対する説明、あるいは先般内々の説明ということで農業団体にも説明してまいりました。ここについては、米についてはという特に前置きで、それをそのまま当てはまるわけではないということは再三説明しております。

そして、今日、いみじくも野村委員から我が党のリーフレット、パンフレットに対してのいろんな御指摘がございました。そういうことがないように、これからぎっちり、きっちりその考え方、その趣旨を説明してまいりたいと考えております。

山田俊男君

このほかに、補てんの要素、さらには、そのための交付する単価について考え方が示されているんですか、それをお聞きしたいと思います。

平野達男君

単価のという、そのほかの交付金というのは、例えば品質加算とか経営規模拡大加算ということでしょうか。どういうことでしょうか。そういう趣旨でしょうか。

山田俊男君

米に代わる農産物の生産の要素、さらには、品質、経営規模の拡大、環境の保全に資する度合いという項目があるわけですが、私が聞きたいのは、それらの要素をどんなふうに配慮して、どんなふうに勘案して決められるのかということが一体詰められておられるのかということをお聞きしたいと思います。

平野達男君

品質につきましては、今の品目横断対策につきましては、例えば麦、大豆等については等級別に定めて、それに対する加算金をやっておるということはもう御承知のとおりであります。多分ああいう考え方でやることになると思います。

それから、環境に配慮したということについては、低投入農法あるいは減農薬でやっている農家については一定の基準を設定して、その実績に応じて加算をするということになると思います。

それから、米に代わる作物につきましては、いわゆる標準的な生産費と販売価格の差を基

本として定める価格以外に、いわゆる現在でも産地づくり交付金というのが交付されて、米以外の作物を導入をするような措置がとられておりますから、そういった観点で別途一定の加算をすることを考えております。

しからば、それをぎっちり詰めておるかということでございますけれども、これはこの法律の制定の後にぎっちり詰めたいと思っております。

山田俊男君

再度お聞きしますけれども、全国の農業者、この選挙戦の間にもそうですし、さらにはこの法案を公党である民主党が国会に提案されたこと。こうした中で、農業者の期待は、だって、生産費と価格の差額を補てんするんだということ、そう受け止めているわけではありますが、それについては、いや実は、需要とそれと供給の動向を考慮するんだということが更にあった上で、それから、当然のこと予想される、米以外の作物、麦、大豆を作ったときは、その生産目標を達成するためには当然のこと米の所得以上の対策ないしはそれに並ぶ所得の実現がなければ、単なる価格と生産費の補てんだけではなくて、それに上回る、例えば今おっしゃった産地づくり推進交付金的なものがない限り身動きできないということだと思ふんですね。

とすると、今こうして実施されている品目横断の経営安定対策であったり、さらには産地づくり推進交付金の取組であったり、それと一体どこが違うんですか。ほとんど同じじゃないんでしょうか。

平野達男君

逆にお尋ねしますが、どこが同じなんでしょうか。この問題については、先ほど言った、今日の朝からずっと説明しておりますけれども、今の品目横断対策とはもう全然違うというふうに思います。

それから、山田委員はいろいろそれは御心配いただいているんだと思います。だから、そういう御心配はないように、この法律はあくまでも、先ほど私が申し上げましたように、基本として需給の動向を勘案して定めると規定しておりますから、この趣旨で単価は決まるんだということをこれからしっかり説明していきたいと考えております。

山田俊男君

それでは、これもまたしっかり議論するように後日に残しまして、関連して、これらに必要な財源はどういう水準になると考えておられるのか、大いに議論したいと思って準備してきましたが、先ほど野村委員に対する平野委員の御答弁は、実はまだ積算しておりませんと、1兆円については宣言みたいなものと、知恵があったら知恵をおかりしたいという内容です。一体、これでこうして提案される法律案なんでしょうか。こういうものは後ほどいろいろ詰めますという形で、いや実は、しかし内容はかくのごとく、生産費と販売価格

の差を補てんする中身のものですよと、こう言い張っていいものなんですかね。お聞きしたいと思います。

平野達男君

いいかどうかは別として、今までのいろんな政府提案の法律の中においても、例えば単価は農水産省令に規定するとか、そういう中で全部法律の外に置くわけです。

私どもの理解は、やっぱり法律というのは、そういう枠組みの中で、大きな枠組みというか、枠組みを示すものだというふうに理解しております。そして、この枠組みの中でどれだけの単価を設定するか、どの作物にどれだけのお金を使っていくか、そういったことが予算編成の段階で決まってくるというのは、今のあらゆるほとんどの法律の中でそういう枠組みになっているんじゃないでしょうか。そういう中で、私どももまずは1兆円ということについての枠を設定した上で、米についての単価は幾ら、それから麦についてはどうかということのいろんな意見を聴きながら決めてまいりたいと考えています。

その場合にいろんなことが想定されます。米の単価を高く設定しますと、それだけで大きなお金が取られる。じゃ、一方で50%の自給は達成したい、麦、大豆に対してどれだけのお金を回すか、足りないときにどうするか、いろんなことが予想されます。しかし、まずは、今直接支払のお金というのは品目横断では1,700億、産地づくり交付金入れて3,300億ぐらいでしょうか。その他もろもろのお金はございますけれども、これではまだ不十分じゃないかということで、1兆円という枠組みをセットしてそこから考えさせていただきたいということをお願いしているわけでありまして、というわけでありまして、これに対して分かる、分からないということがございますれば、できるだけとにかく今お答えできる範囲でお答えをしていきたいと思っております。

山田俊男君

私が大ざっぱに頭の中で考えてみましても、民主党のこの考え方で整理してみてもですよ、米については4,000億を上回る生産費に対する補てん、さらには小麦についても2,000億ぐらいのお金、大豆についても1,000億ぐらいの財源、合わせましてもこれだけでも7,000億を超えるような水準のものが必要になるかと思います。

さらには、民主党はどこまで考えておられるのか分かりませんが、対象作物としててん菜やキビやそれからバレイショやそれからカンショでん粉、これらについて対象にしないということではないはずです。さらには、ソバや菜種もあるんでしょう、場合によったら飼料作物もあるかもしれない。多分、そうおっしゃっていますから。とすると当然1兆円で足りないものになってしまいます。

どうも、おっしゃっておられるのは、1兆円という形でこうして掲げて、そうして生産費と販売価格の差額を補てんするよと言って、こうしておっしゃって、しかし中身を詰めていくと実は米の単価は過剰だから下げざるを得ないんだと、生産費と販売価格の差額を補てん

するというのは実は間違いだと、こう言わざるを得ないんじゃないですか。

平野達男君

山田委員は何を御懸念でそういう質問をされるのかというのはちょっと私よく分かりませんが、まず、米の問題につきましては先ほど来言っているとおりであります。単価を引き下げるとか、そういうことは一切考えておりません。あくまでも適正な水準はどこにあるべきかということを引きつり考えたいと思っています。

そして、それから、多分山田委員は1兆円で米に補てんして自給率50%、すべての作物を対象にできるかということの、その対しての説明を求めているんだろうというふうに思います。これは私も午前中の答弁で申し上げたつもりでありますけれども、まず、1兆円という枠の中でまずどこまでできるかということをしかりこの法律ができたときにおいては制度設計、制度の枠組みを設定すべきだと考えています。

その結果、例えばこれではどうしてももう50%の達成ができない、1兆円以上だというときには、そのときにまた議論になると思います。だからこそ、そういうところの枠組みを示しながら、自給率を上げるためにどれだけのコストが掛かります、こういう政策が必要かということがこの法律の中で枠組みとしてどんどん示せるんです。

今の政府を批判するわけじゃありませんが、40%を45%に上げろと言っていますが、逆に山田委員に是非政府に質問してもらいたいです、どうやって40%を45%に上げるんですかと。せっかくその、今回議員になられたわけですから。そういう筋道の中で、私たちがこういう案を出して、本当に自給率を上げる気があれば案の中で議論していけば多分いい案も出てくるかと思えます。是非、政府に山田委員から聞いて、40%を45%、どういうものでどういう単価を設定して作物やるかというのは是非聞いていただきたいと思えます。

山田俊男君

平野さんから御意見をいただかなくても、委員は政府に対する質問としてしっかり（発言する者あり）いやいや、やらしてもらいたいというふうに思います。

ところで……（発言する者あり）

委員長（郡司彰君）

委員長の指示に従ってください。

山田俊男君

ところで、それはしっかりやらしていただきます。

しかし、ともかくアドバルーンだけは上げましたという法律だというふうに理解していいんですね。

平野達男君

もしそれをアドバルーンと言うのであれば、40%を45%、山田委員はどのように取られま
すか。もう一度言いますけど、今あなたは与党の議員ですから、それを責任持って説明して
ください、まず。

山田俊男君

時間が十分あったときには是非それをやりたいというふうに思います。

続いて、法第3条で、主要農産物ごとに生産数量の目標を設定して、その達成に努めなけ
ればならないとされていますね。過剰作物については生産調整の実施を義務化するといふこ
とでいいのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

平野達男君

まず、議論を逃げないでいただきたい。これは議員同士の議論ですから。

私どもの問題についてはアドバルーンとおっしゃるのであれば、40%を45%で上げている
政府の自給率の目標は一体何なんだということを。今、山田委員は、今までは全中の問題と
いうサイドで言われました。今度は与党の議員ですから、ぎっちりまずそこについての説明
を果たしてもらいたいと思います。

もし、大臣がおられるなら大臣に聞いていただきたい。その中で私どもも、じゃ、私ども
の案の中では40%を50%に上げるときにはこういうスキームであります、単価についてはこ
ういう考え方でやっていきますと、こういう中で政府の考え方と私らの考え方がセットで議
論できるんです。それを一方的にアドバルーンとか何とかって、そもそも山田委員の頭の中
には本当に自給率を上げようという意欲があるんですか。もし、本当に上げるんだ、そうい
うことであれば、まず今の状況の中でそういうものがあるんだということは是非今回は議員
立法の中で議論をさしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

質問の趣旨忘れちゃったので、何でしたっけ。

山田俊男君

いずれにしても、自給率の議論は自給率の議論としてしっかりやりたいと思います。

しかし、今私は民主党の提案されたこの法案について、一体、具体的な内容についてお聞
きしています。そして、特にこの生産費とそれと販売価格の差額を補てんすると、こういう
形ですとアドバルーンが上がっているわけですから、この上がっていることについて具体
的な、どういう糸で引っ張っておられるのか、まあかなり細い糸のようでありますけれど、
そこをちゃんと確認したいがためにやったわけであります。

平野達男君

いずれ自給率をようよう上げるために単価設定をどうするか、どういう筋道でやるというのは、本当に自給率を上げるというまず意識があって、その中で、先ほど来申し上げていまずけれども、単価をどのように設定していくかというのは議論されるべきだと思っています。

そして、今正直申し上げまして、我々の今の議員のこの枠組みの、このキャパシティーの中ではまだそこまで議論は行ってないということでありまして、また、あえて言えば、今回の法律の中について言えば、大きな枠組みを示しておりまして、この法律の中ではそれで十分だということを申し上げておきたいと思えます。

山田俊男君

私は、それじゃこう申し上げたいと思えます。ともかく民主党の案について大変な選挙期間中からも期待感が農業者の中にありました。それは間違いないと思えます。ところが、こうして具体的に質疑をしてみたら、積算の根拠もこれからです、宣言です、こういう形だと、それは全国の農業者の皆さんに、おい、心配だぞということはいはっきり私は事実として究明したい。私も心配です。ですから中身をお聞きしているわけでありまして。

さらに、私は先ほど質問しましたが、一体この生産目標数量の設定の考え方は、過剰作物については生産調整の実施を義務化することなんですかと聞いておりますので、そこを是非御答弁願いたいと思えます。

平野達男君

今回の場合、義務化という意味がよく分かりませんが、需給調整はしっかりやるということとであります。

山田俊男君

これは、参議院選挙中の生産調整は廃止という民主党の主張とは大きく転換したものとどうふうに受け止めていいですか。

平野達男君

先ほどの野村議員、あるいは午前中の議論でも申し上げましたけれども、ネガとポジの関係で基本的に発想は違うんだということは昨年の 3 月のこの法律の前身となった法案の中にも示されているとおりでありまして、国会でもその旨の答弁をしています。そういうこととあります。

山田俊男君

そこで、生産数量の目標設定の方法について、法第 3 条第 1 項について、国が都道府県及び市町村と相談し、相互に連携しながら示すと、こうしておりますが、国が全国段階の生産数量目標を設定することになるんですか。その際、どういう考え方に立って、何を根拠に目

標を算出するというをやっておられるんですか。この手順が比較的具体的になっているのかなっていないのか、これをお聞きしたかったわけです。

平野達男君

まず、米と生産振興を図るべき作物との考え方がやっぱり違ってくると思います。だから、米につきましては、今の現行の需給調整でもそうですが、国が基本指針を示して、それをブレイクダウンする形で事実上は生産面積が配分されているというふうに理解しておりますけれども、今回は国が、県、そこに市町村が入ってきまして、翌年度の需給状況を見ながら生産の総枠を決めまして、県、市町村、それから地域協議会という中でブレイクダウンしていく形になるんだろうというふうに思っております。

他方、他の作物につきましては、例えば来年度というか、ここ 3 年間についてはこういう単価を設定したから、何とか麦、大豆については今までの生産の 1 割、2 割は上げてもらえないだろうかというような一定の目安、ガイドライン的なものを設定するということは考えられるのではないかなというふうに思っています。その上で、これは一種の運動論として展開していく必要があると思いますが、生産を振興していったって、農家の生産意欲を刺激しながらその自給率を上げていく、生産量を上げていくというような仕組みでありまして、その他の作物についてはそういった農家の言わば申請主義、申請に基づいた数値が積み上がってくる、それが翌年度の、毎年の生産数量の目標になってくるんだというふうに思っています。

その場合に、先ほど言いましたガイドラインを設定しますから、そのガイドラインというのは 1 割、2 割の増産、2 割ぐらいの例えば増産に持っていきたいと、どうしても達成できない、その理由は何なのか、地形条件の問題なのか設定単価の問題なのか、その都度いろいろ検討するというようなことにもなるのではないかなというふうに考えております。

山田俊男君

今、平野委員おっしゃいますように、生産振興を図っていく、生産目標数量を伸ばしていく、運動的な課題も含めてですね、そのための目標設定の進め方としては比較的進めやすいかなというふうに思います。しかし、その一方で、米のような需要と供給に課題のあるものについては、一方でその生産目標数量は抑制的、生産抑制的なものにしなければならないと思いますが、それはどんな形で進められるんですか。

平野達男君

まず、先ほど言いましたように、米についてはやはり翌年度にどれだけの需要量があるかということをやったりきっちり見積もることから始まるんだろうと思います。

その上で、今回の法律で予定しているのは、しからばその供給目的、生産量を達成するためにこれだけの米の生産面積があればいいですということ、最終的には各農家に渡ることになります。それに参加していただけるということであれば、午前中からもずっと答弁して

おりますけれども、一種の所得補償、標準的な生産費と販売価格の差額を基本とした補てんをするということでございます。

そうしますと、それが今一種の需給調整の中で言われているところの、需給参加するということのメリットがないメリットがないというふうに言われておりますけれども、その参加することによって米を作る、そして一定の所得補償が得られるということは明確なメリットだというふうに私どもは考えておまして、こういうメリット措置を出すことで需給調整も今以上に、少なくとも今以上に円滑にいくんではないかというふうに想定しております。

山田俊男君

農業者に対して数字を、生産目標数量を示していくというふうにおっしゃっていただきました。多分それをしっかりやらない限り具体化しないんだらうというふうに思います。しかし、その場合、農業者が合意してくれなかったときは一体どうなっちゃうんですか。

平野達男君

まず、同意してくれないというのはこの参加しないということですね。という理解でよろしいでしょうか。

山田俊男君

私からの質問ですから。配分を持っていくんですか、どうされるのかよく分かりませんが、示されるわけですね。その示された数字に対して農業者はどういう行動が起きるとお考えなんですか。

平野達男君

まずは、この今回の私たちが考えている需給調整に乗って生産をするんだということであれば、一定の補てん金が受けられます。参加しないんだということであれば、今のその市場価格の収入しか入ってこないということだと思います。

山田俊男君

先ほど来、ここが分からないんです。言うなれば、販売価格と生産費の差額を補償しますよと。しかし、過剰なものについては需要と供給の判断がありますと。そして、生産抑制的な生産目標を配分せざるを得ない、米なんかの場合は多分そうなんでしょう。そうなったときに受け入れてもらえない。受け入れてもらえなかったら、このおっしゃっているメリット措置は、言うなればその差額の配分はありませんよとおっしゃる。しかし、その差額はありませぬよというその差額の設定については、いや、単価は当然過剰なんですから下げていくということもあるんですよとおっしゃっているわけですね。これは今、メリットですよメリットですよとおっしゃいますが、一体どういうメリットとして実感できるのか、説明に私は

なっていないと思うんです。

平野達男君

だから、そういうことが懸念されるから単価の設定は難しいということだと思います。少なくとも、今の米の価格の下落対策というのはナラシ対策と稲得がございしますが、その例えばナラシ対策について言えば、たしか700億ぐらいでしょうか、支出されたものは。それは1対3という、国と農家の支出の割合が1対3と決まっていますから、国費が大体4分の3だと思います。

今回の措置で想定しているのは、それ以上の額にはなると考えています。ある一定の、例えば目の子で申し上げて申し訳ございませんけれども、反当たり一万というだけで1,200万ぐらいのお金になってくると思っています。で、あとどれだけの単価水準に設定するかということでその額が決まってくるわけですが、少なくとも与えられるメリットの額は大きいということだと思います。

そしてさらに、どうしても参加しない人が多いということでありまして、政府が想定する供給量よりも米の生産量が増えてまいりますから、当然価格が下落してまいります。その価格の下落が参加しない人たちは直撃します。一方、それに参加している方々はある一定の補てん金をくれるからその影響は緩和されるという意味において、今までの需給調整のやり方とは根本的に変わってくるのではないかというふうに思っております。

山田俊男君

御案内のとおり、平野委員もよく御存じだと思いますけれども、この需給調整については40年間、大変な苦労の中で試行錯誤をしてきております。そして、いまだに困難といいますが、苦労を重ねているというのが実情であります。一体、今後のその米の需給調整の仕組みについて、今のこの民主党の法案の考え方だけでスムーズに進むというふうにお考えかどうか、さらには現行の食糧法、需給と価格の安定に関する法律でありますけれども、それについて初めて生産調整について法定化したわけでありまして、一体、民主党法案のこのやり方であれば、ないしはこの数量配分の仕方も含めてこれでいく場合に、現行の食糧法の規定を改正するのか、改正しなくてもこれでいけるのか、どうお考えですか。

平野達男君

今の食糧法の中での生産調整は、たしか自主的に行うという規定になっていたと思います。今回私どもは、国、県、市町村がこの計画を策定するというを規定しておりまして、明確に国、県、市町村の役割を前面に出しておりますから、それは改正前の食糧法ではたしか国という規定が入っていたと思うんですけれども、そこにイメージとすれば都道府県、市町村が入ってくるということの改正は必要だと思っております。

ちなみに、そのことについては今回の法律の中の附則第五条、関係法律の整備ということ

が規定がございますけれども、その中で想定しておるのがこの食糧法の改正ということでございます。

山田俊男君

農林省にお聞きしたいわけでありまして、現行の食糧法の規定の仕方と、それと民主党の法案のこの生産目標数量設定、配分の手続との関係は同じものなんですか、違うものなんですか、お聞きしたいと思います。

政府参考人（岡島正明君）

民主党法案、ちょっと今、平野発議者からも改正を、法を整備するとおっしゃられたんですか、附則で。ただ、その具体的な内容を伺っていないので、即座に現行法とどこがどう違うということについてちょっとお答えすることはできないのかなというふうに考えております。

山田俊男君

次に、所得補償の対象者の考え方についてでありますけれど、これまで民主党は、農業に取り組んでいる方々はその規模、形態にかかわらずすべて担い手と位置付けると主張されてきました。これは平野委員から趣旨説明をいただいた内容にも盛られているんですが、法案は、生産目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に対してその所得を補償するとしているわけですから、生産目標に従うことと販売農家であるというこの2つの限定が入っているということで考えていいんですね。

平野達男君

そのとおりでございます。

山田俊男君

この点も、すべての農家という形だけで受け止めている多くの農業者に対して、あなたは販売農家なのか、あなたは生産目標をちゃんと達成しているのかどうか、これが問われるんですよということを是非明らかにしていかなければ私はならないのではないかと、こんなふうに思っております。

それから、このことはより難しい問題を引き起こすわけでありまして、生産目標に従って生産した農業者というのはどういう範囲の人をいうのか。努力したが目標を達成しなかった人、全く生産目標を無視して生産した人、結果として達成できなかった人、作柄が良くて過剰になった人、これ様々な要素が出てくるんです。だから、これはもうそんなに簡単なものじゃないということ。知恵をかしてくださいというんだったら、本当によくよく中身を詰めて、そして提案をしていただきたいと、こんなふうに思う次第であります。

さて、もう一つ大事な部分がありまして、集落営農の意義とその位置付けについてお聞きしたいというふうに思います。

民主党の法案は、高齢・小規模農業者等を地域で巻き込んで集落等を範囲に共同で生産を行う集落営農組合は対象となる販売業者に該当するというふうに書かれておられますので、それで結構ですね。

高橋千秋君

本法案は集落営農組織も交付金の対象としております。

山田俊男君

ところが、今国会の予算委員会で民主党の菅代表代行は、集落営農について、「今政府が出している法案は、」とおっしゃっていますが、これは誤解があって、品目横断の経営安定対策、担い手新法のことではないかと、もう実行に移しているわけですが、そのことではないかと思いますが、「小さい規模のところは集団化しろと言われているでしょう、小さい規模のところは集団化しろと。集団化というのは何ですか。コルホーズかソホーズか、それとも人民公社のように、財布を一緒にするんですよ。皆さん知っているんでしょう。財布を一緒にするんですよ。実際に現場を歩いてみると、それはかなわないという声がたくさんあるんです。」とおっしゃっている。また、選挙時のパンフレットで口を極めて、口を極めて集落営農を批判されているわけでありませう。

一体これは、法案では集落営農組合をしっかりと位置付けておられますが、この今国会の予算委員会での質問や、さらには選挙時のパンフレットとは考え方を変えたんだと、集落営農の位置付けをちゃんとやったんだということでもいいんですね。

高橋千秋君

お答えします。

考えを変えてはおりません。集落営農というのは、確かに機能すれば十分な役割をしてくれるだけですが。しかし、菅代表が言われたのは、私も地域を回ってよく言われたのと同じようなことではございますけれども、担い手法、今実行されている担い手法についてはもう入口が決められているんですね。20ヘクタール以上、そして5年以内に法人化をなさい、経理を一元化をなさい、こういう問題について、もう入口から決められていて、それでもやっていかないと補助が受けられないということで、今一生懸命それぞれの地域は苦勞をされておられます。

しかし、それができるところとできないところがある。私は、集落営農というのは、やれるところはどんどん進めていければいいと思いますけれども、実際はそれができないところが大変多くて、それで、今日も午前中の大臣への質疑の中でその数の報告もございましたけ

れども、実際に登録として上がっておりますけれども中身は機能していないというようなところもたくさんあります。

集落営農は、やっぱりやれるところからやっていけばいい話で、最初から 20 ヘクタールのところをやれるところばかりではないわけでありますから、これは、菅代表が言われたことは、何も方針は変わっておりません。

山田俊男君

少なくとも、それにしても、菅代表のおっしゃる集団化とかコルホーズとかソホーズとか人民公社と、それとは全く性格が異なるものですから、菅代表は大きな勘違いどころか誤解をされておられるのか、しっかりその点は皆さんで是正をしておいてもらわなきゃいかぬというふうに思います。

高橋千秋君

その予算委員会に直接いたわけではありませぬのでその流れは分かりませんが、言わば、分かりやすく菅代表代行はおっしゃられたのかなというふうに思います。

ただ……

山田俊男君

委員長。

高橋千秋君

まだ答えております。

私が先ほどから申しておりますように、最初の入口のところで、20 ヘクタール以上、それから 5 年以内に法人化をしなさい、特にこの法人化の部分で大変苦勞をされているところが多いというのは委員も御案内のことだと思います。

それから経理の一元化、経理の一元化というのはソホーズ、コルホーズになるのかどうか分かりませぬけれども、しかしこういう部分、それぞれ今までの地域の中でみんなが仲よくやりながら農業を一緒にやろうとか、そういう形で徐々に徐々にできてきたのが集落営農組織だと思うんですね。ここを、今回のこの担い手法では、もう入口をどんと決めて、これ以下はもう全然許しませんみたいなやり方を強行的にやっているというところに私たちは大きな問題があるんじゃないかということを多分菅さんはその言葉を使って表現をされたということで、何も意見は変わっておりませぬ。

山田俊男君

それにしても、コルホーズ、ソホーズ、人民公社は悪意以外の何物でもないわけですから、そこをしっかりと改めないで、この法案で集落営農組合をしっかりと伸ばそうというふうにおつ

しゃっていることとの整合性が私は取れないと思いますので、しっかりお願いします。

それで、農水省に少しお聞きしたいんですが、高齢・小規模農業者への配慮は福田総理の所信表明でもあります。その中で、「担い手の頑張りにこたえる支援を行います。高齢者や小規模な農家も安心して農業に取り組める環境をつくり上げるなど、農山漁村に明るさを取り戻します。」と表明されているわけでありまして、集落営農の要件を含めて、小規模・高齢農家を含めた取組をより進めるという件について尋ねておきたいと思います。

政府参考人（高橋博君）

小規模・高齢農家を含めました集落営農の問題の関係でございますけれども、まず、日本の水田農業集落の中で半数以上が後継者がいないということでございますので、その実態から見れば、この集落営農というものを今後きちんと育て上げていくということは非常に重要な論点だと思っております。私どもも、今回の品目横断の中で、認定農業者、個別経営と併せまして、この集落営農組織というものをきちんと位置付けたわけでございます。

その際、地域では非常なる誤解があるわけでございますけれども、個人の口座まで一緒にするような、そういったものまで求めているものではないと。経理の一元化ということにつきましては、交付金を当然もらう、支給されるわけでございますので、交付金を集落営農組織としてもらうための口座は用意していただきたいということだろうと思っております。

いずれにいたしましても、20ヘクタールの問題も含めまして、中山間地域の特例あるいは様々な特例措置もございます。小規模・高齢農家も含めてこの集落営農組織に参画できるようにするとともに、総理あるいは農林水産大臣も申し述べましたように、今後、この小規模・高齢農家も含めた幅広い観点からの対策というものについて進めてまいりたいというふうに思っております。

委員長（郡司彰君）

時間が来ております。

山田俊男君

時間が参りまして、本日はありがとうございました。

いずれにしろ、民主党がどうもすべての販売農家を対象にして1兆円規模の戸別所得補償方式を行うという、大変農業者にとりましては耳触りのいい約束で通ってきたというふうに思っております。考え方を変えたところ、それから修正したところ、より強調するところ、そこがどこなのかということをやっと全国の農業者に釈明していただく、説明する、このことが必要というふうに考えますし、是非、今国会に、質疑におきまして真摯に議論してそれらのことを明らかにさせていただきたいと思います。

今日はこれで終わります。大変ありがとうございました。